

3. 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画について

【点検で気づいた点】

福祉用具貸与が利用票に記載されているが、提出されているケアプランでは利用の必要性が確認できないものが見受けられました。

【留意事項】

・福祉用具については、利用者の心身の状態に合わない福祉用具が提供されることで自立を妨げてしまうおそれもあり、自立支援の観点から、適切な福祉用具が選定されるように、福祉用具を必要とする理由を把握することが重要です。

【ここに気を付けましょう】

・福祉用具貸与または特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載しましょう。

・福祉用具の利用理由は、必ずしも品目と1対1で記載される必要はありませんが、利用する福祉用具の理由や利用内容がアセスメントシートやケアプラン全体（第4表、第5表含む）から読み取れるようにしましょう。

・品目の記載だけでなく、福祉用具を利用することで、利用者の生活が活性化し自立していくことが読み取れるようにしましょう。